

2026 年度研究助成 募集要項

助成対象となる分野

当機構は、資源循環型の持続可能な「食料生産の実現」、「生物資源の有効活用」の2つを助成の対象としますが、その中で特に以下に記載する課題の解決を目標とし、資源循環型社会の実現に資する基礎研究、技術開発、実証実験等に対して支援します。

- ・持続可能で、かつ環境負荷を最小限にする食料生産の実現に寄与する。
- ・枯渇する天然資源の使用を最小限にする。
- ・食料生産や食品加工において排出される廃棄物の削減や、例えば再生可能エネルギーへの変換のように再利用を可能にする。
- ・自然環境を永続的に豊かにする。

概要

| 助成の種類 (注1) | 研究助成 | |
|-----------------|--|----------------|
| | ①一般 | ②学生(大学院博士課程後期) |
| 1 件当たりの 助成金額 | 上限 150 万円(注2) | 上限 50 万円(注3) |
| | ≪2026 年度助成金 総額約 3,000 万円程度 (予定)≫ | |
| 募集期間 | 2025 年 6 月 1 日(日)から 2025 年 8 月 31 日(日) ※WEB 申請 | |
| 決定時期 | 2026 年 1 月中旬 (予定) | |
| 助成期間 | ① 一般：2026 年 4 月から 1 年間または 2 年間(注4) ② 学生：2026 年 4 月から 1 年間 | |
| 助成金支払時期 | 助成期間に関わらず、2026 年 7 月初旬に一括振込 (注5) | |

(注1) 同一申請者による複数応募はできません。

(注2) 申請額は上限 150 万円であれば、特に制限はありません。

(注3) 申請額は上限 50 万円であれば、特に制限はありません。

(注4) 一般は、研究期間 1 年間または 2 年間を選択できます。ただし、2 年間を選択した場合、1 年後(4 月)に中間報告書を提出いただきます。

(注5) 2026 年 4 月 1 日から活動を開始していただきますが、助成金振込までの期間の費用につきましては、立替をお願いいたします。

申請資格

1. 大学、研究機関、教育機関等において研究活動に従事されている方。
2. 申請の時点で、大学院博士課程(後期)に在籍されている方。
3. 年齢制限はありません。
4. 国籍は問いません。
5. 営利企業等およびその関係者は対象外となります。
6. 申請にあたっては、所属機関長の承諾書が必要です。助成対象として選定された場合、申請内容が確実に実行されることを確認するためのものです。

(所属機関長とは、大学長、研究所長、学部長、学科長、およびそれに相当する職域の長であること)

助成内容

助成金の使用範囲は、研究計画の遂行・成果のとりまとめなどに必要な経費とします。

助成金費目は次の表に示すとおりです。

| | |
|---------|--|
| 研究人件費 | |
| 研究協力者謝金 | 共同研究者以外の外部協力者に対する謝金 |
| 研究補助者謝金 | 申請課題の遂行に必要な作業補助(臨時雇いの者)に対する謝金 |
| 旅費 | 申請課題の遂行に必要な国内・海外旅費(交通費、宿泊費) |
| 通信・運搬費 | 申請課題の遂行に必要な通信・運搬費 |
| 委託費 | 研究活動に直接係わる専門性の高い業務を外部の専門業者・機関に委託する費用 |
| 会議費 | 申請課題の遂行に必要な会議会場費、茶菓代、弁当代 |
| 資料費 | 申請課題の遂行に必要な書籍、資料等購入費 |
| 印刷費 | 申請課題の遂行に必要な書類あるいは成果の印刷、複写、製本に掛かる費用 |
| 消耗品費 | 申請課題の遂行に必要な試薬、実験生物、一般文具等消耗品 |
| 機械器具備品費 | 申請課題の遂行に必要な機械器具備品費 ※具体的な内容(品名等)と本研究における必要性を明記すること |
| その他経費 | 上記に該当しないもの 申請課題の遂行に必要な機械器具備品の保存管理費等 |

注) 以下に記載した費用は対象外とします。

- ①応募する本人及び共同研究者・共同事業者の person 費
- ②汎用性のある機器(例:パソコン、モニタ、タブレット、プリンタ)の購入費
- ③所属機関へ支払う間接経費、一般管理費(オーバーヘッド/用途が明示されない学内費用) 項目

申請の際の注意事項

関係法令等を遵守してください。

研究計画の実施に当たり、該当する法令がある場合は、必ず対応・措置を行ってください。

- ワシントン条約関連
- 天然記念物関連
- 特別保護地区関連
- ラムサール条約関連
- 生物多様性条約関連
- その他

例) ワシントン条約関連で規制されている動植物、加工製品。世界遺産、特別保護区、国の天然記念物等から採取した試料等。生物多様性条約及び名古屋議定書等に定められた遺伝資源の利用等。植物防疫法(第7条)に係る試料(土壌サンプル)等。

申請方法

当機構ホームページの「[マイページのログインはこちら](#)」より応募してください。

ログイン後は画面の指示に従って、手続きしてください。

注) 郵送、FAX、e-mailでの申請は受付しません。

選考方法

当機構の選考委員会において、審査・選考し、決定します。

選考結果の通知

「採否」の結果は、2026年1月中旬頃に登録メールアドレスへ通知します。

また、当機構ホームページへ採択者一覧表が掲載されますのでご確認ください。

なお、採択者の決定金額は、申請額を下回る場合があります。

助成期間終了後の報告義務

助成期間終了後、受領者全員に助成課題完了報告書と会計報告書を提出いただきます。

2年助成の方には、1年目終了時に中間報告書と会計報告書も提出いただきます。

提出期日と方法は以下の通りです。

| 助成期間 | 提出期日 | 書類名 |
|------|----------------|-------------|
| 1年 | 助成期間の終了後、1カ月以内 | 完了報告書、収支報告書 |
| 2年 | 1年目終了時、1カ月以内 | 中間報告書、収支報告書 |
| | 2年目終了時、1カ月以内 | 完了報告書、収支報告書 |

【提出方法】

当機構ホームページの「[マイページのログインはこちら](#)」より書式をダウンロードし、記入後、アップロードによりご提出ください。

知的財産権

助成対象の成果に基づいた特許または実用新案の出願に際して、当機構は権利を主張しません。ただし、特許も成果の一部ですので当機構へもお知らせください。

助成対象の発表等

1. 助成課題の成果を投稿・公表する場合は、「（公社）ヤンマー資源循環支援機構からの助成であることを記述してください。
例：by the grant from Yanmar Environmental Sustainability Support Association.
また、発表資料のコピー等をご提出ください。
2. 助成課題の成果が、新聞等で報道された時、または何からの賞を受賞された時にご連絡ください。当機構のホームページに掲載させていただきます。

助成金の返還について

助成課題の遂行が途中で中止となった場合、助成金の目的外支出など、不当な支出が行われたと当機構が合理的に判断する場合には、当該金額の返還を求めることがあります。

また、助成対象期間中に使用されなかった助成金がある場合は、必ず当機構までご連絡ください。個々に対応いたします。

個人情報の取扱いについて

1. 個人情報は原則として利用目的の範囲で、かつ業務遂行上必要限度内で利用いたします。
2. 法令等の定める場合を除き、事前に本人の同意を得ることなく個人情報を第三者に提供いたしません。

お問い合わせ先

公益社団法人ヤンマー資源循環支援機構 事務局
〒530-0013 大阪市北区茶屋町 1 番 27 号
TEL: 06-7636-2983 E-mail: shigenjunkan@yanmar.com

[お問い合わせはこちら>](#)

[よくあるご質問（FAQ）はこちら>](#)